

江戸川区介護支援専門員研修費用助成事業 Q&A

令和7年1月6日付

No.	項目	質問内容	回答
1	助成対象事業所	助成対象となる事業所を教えてください。	江戸川区内に所在の次の施設です。居宅介護支援、地域包括支援センター、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、(介護予防)特定施設入居者生活介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
2	助成対象研修	助成対象となる研修を教えてください。	専門研修Ⅰ・専門研修Ⅱ・更新研修(実務経験者向け56時間前期)・更新研修(実務経験者向け32時間後期)・更新研修(実務経験者向け88時間)・更新研修(実務未経験者向け54時間)・再研修・主任研修・主任更新研修です。
3	助成対象研修	実務研修は助成の対象になりますか。	本事業では助成対象外となりますが、「江戸川区介護支援専門員実務研修受講試験等費用助成事業」にて介護支援専門員個人へ助成を実施しております。詳細は以下のホームページをご確認ください。 https://www.kaigo.city.edogawa.tokyo.jp/recruit/folder6/post-13.html
4	助成対象研修	他道府県が実施している法定研修を受講した場合は受講料助成の対象となりますか。	助成対象外となります。東京都で実施している法定研修を受講した場合の受講料のみ対象となります。
5	助成対象要件	研修の費用を個人で負担している場合は、助成の対象となりますか。	助成対象外です。本事業は個人に対する補助ではなく、受講料を全額負担している事業者に対しての補助金となります。
6	助成対象要件	事業者が研修費用の4分の3補助している場合、助成の対象となりますか。	助成対象外です。研修受講費用の全額を事業者が負担している場合のみ助成対象となります。
7	助成対象要件	介護支援専門員への事業者からの受講料の支払いについては、受講終了後でも可能ですか。	可能です。助成金申請時までに、事業者が受講料を負担していることが要件となります。
8	助成対象要件	令和6年度以前に負担をした法定研修受講料は、受講料助成の対象となりますか。	助成対象外となります。助成の対象となる年度は助成対象者が令和6年度受講分として研修実施団体に納入した法定研修受講料となります。
9	助成対象者	介護支援専門員の資格がありますが、生活相談員として仕事をしています。この場合助成対象となりますか。また、生活相談員と介護支援専門員を兼務している場合は対象となりますか。	助成対象外です。助成金の申請を行う時点において、施設又は事業所の介護支援専門員として、介護サービス計画を作成する業務に携わっている方が対象となります。よって、兼務の場合は対象となります。
10	助成対象者	地域包括支援センターで介護支援専門員以外の配置ですが、ケアプランを作成しています。その場合は助成の対象となりますか。	助成対象となります。介護支援専門員以外の配置であっても、介護予防サービス計画を作成する業務に携わっていれば対象となります。

11	助成対象者	江戸川区内の事業所から、区外の事業所に法人内で異動となった場合、助成の対象になりますか。	助成金の申請時に江戸川区外の事業所に異動となった場合は、助成対象外となります。
12	助成対象者	更新研修を受講した時は、介護支援専門員として就労していませんでしたが、研修修了後に、介護支援専門員として業務に就きました。この場合は助成の対象になりますか。	助成対象となります。助成金の申請は研修が修了してからとなりますので、申請時に介護サービス計画等作成する業務に携わっている場合は対象となります。
13	助成対象者	研修受講時はA社で勤務しておりましたが、現在はB社に勤務しています。B社は本事業の助成金の申請は可能でしょうか。	可能です。要件を満たしていれば助成の対象となります。
14	助成対象者	研修受講時はA社で勤務しておりましたが、現在はB社に勤務しています。A社は本事業の助成金申請は可能でしょうか。	要件を満たさないため申請できません。助成金の申請を行う時点において、勤務する事業者からのみ申請可能です。
15	他の補助金等との取り扱い	厚生労働省が行っている、教育訓練給付金制度の助成を受けている場合であっても、助成金の申請を行うことは可能ですか。	出来ません。東京都の補助金のみ併用可能です。なお、東京都の補助金と併給申請する場合は必ず先に東京都の助成の申請手続きをしてください。
16	助成金の申請	助成金はいつ支給されますか。	申請のあった日から概ね1か月を予定しております。※書類不備等審査状況によって、支給日が前後する場合がございます
17	助成金の申請	受講料の振り込みは事業所名義ではなく、個人名で振り込みしましたが問題ないでしょうか。	研修実施団体への受講料振込は介護支援専門員個人・事業所どちらでも問題ありません。
18	助成金の申請	申請書類に「受講費用を事業者が負担したことが分かる書類」とありますが、具体的にどのような証明書を準備すればいいですか。	給料に受講料負担額を給付した場合は、給与明細の写し。 受講料を手渡しした場合は、介護支援専門員の捺印がある様式(任意様式)をご提出ください。 ※江戸川区介護保険のページにて参考様式掲載しておりますので、必要に応じてご活用ください。
19	助成金の申請	助成金の申請はいつまでに提出すればよろしいですか。	令和6年度受講分の申請は、令和7年3月31日(月)まで(消印有効)にご提出ください。 介護支援専門員証の発行状況等で書類が揃わず上記の締切までに提出が間に合わない場合は、必ず、令和7年3月24日(月)までにご連絡ください。 ※提出締切日、事前連絡受付日を過ぎた場合、助成対象外となる場合がございます。